

議案第 1 号

社会教育委員の委嘱について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第 15 条第 2 項及び小城市社会教育委員条例第 2 条第 2 項に基づき提出する。

## 社会教育委員名簿

番号	氏名	性別	役職及び所属団体等	任期
1	小柳 容子	女	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
2	永ノ間 康成	男	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
3	高岸 巖	男	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
4	相浦 充子	女	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
5	長崎 兼治	男	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
6	山口 昌子	女	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
7	南里 ひろ子	女	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
8	松永 奈緒子	女	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
9	森永 浩幸	男	小城市校長会(芦刈観瀾校)	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
10	陣内 剛	男	小城市校長会(桜岡小学校)	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
11	田中 慎也	男	小城市PTA連絡協議会	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
12	岩野 琢磨	男	小城市PTA連絡協議会	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日

〈参考〉

社会教育法

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

小城市社会教育委員条例

(定数及び構成)

第2条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。